

手数料納付に関するお知らせ

電気工事業に関する手続きの手数料の支払いについては、次のいずれかの方法で納めてください。

なお、お手持ちの京都府収入証紙を利用する場合は、申請書が令和5年3月末日までに消防保安課へ到着するものに限り利用可能ですので、証紙を貼付して申請してください。

納付方法

1 京都府庁及び各広域振興局での納付（現金又はキャッシュレス決済）

- ・窓口で手数料を納付してください。（[手数料納付窓口の一覧はこちら](#)）
- ・納付すると「領収書」と「納付済証」（再発行不可）が発行されます。
- ・「納付済証」を申請書の手数料納付証明欄に貼付し、消防保安課へ送付してください。
「領収書」のみの貼付は無効となりますので、ご注意ください。
- ・詳しい納付方法は以下をご覧ください。

京都府庁本庁と各広域振興局総合庁舎とで納付済証の形式が異なります。

- ・[京都府庁本庁での納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）
- ・[各広域振興局総合庁舎での納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）

2 web 事前登録コンビニ納付（現金のみ）

- ・以下の URL にアクセスし、「A 支払用番号」「B 申請書用番号」を取得してください。

申請の種類	手数料	コンビニ払いURL
電気工事業の登録（新規）	22,000 円	https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10127
電気工事業の更新登録	12,000 円	https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10128
電気工事業の登録証の変更	2,200 円	https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10129
電気工事業の登録証の再交付	2,200 円	https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10130
電気工事業の登録簿の謄本の交付	600 円	https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10131
電気工事業の登録簿の閲覧	440 円	https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10132

- ・「A 支払用番号」をもとにコンビニで手数料を納付できます。（番号はメールで通知されます）
- ・支払いの後、「B 申請書用番号」を申請書の手数料納付証明欄に記入し、消防保安課へ送付してください。
- ・詳しい納付方法は以下をご覧ください。

[Web 事前登録コンビニ納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）

※この納付方法は別途コンビニ取扱手数料が発生します。

手数料に関するお問い合わせ

危機管理部消防保安課（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1号館6階）

電話番号：075-414-4470

ファックス：075-414-4477

shobohoan@pref.kyoto.lg.jp